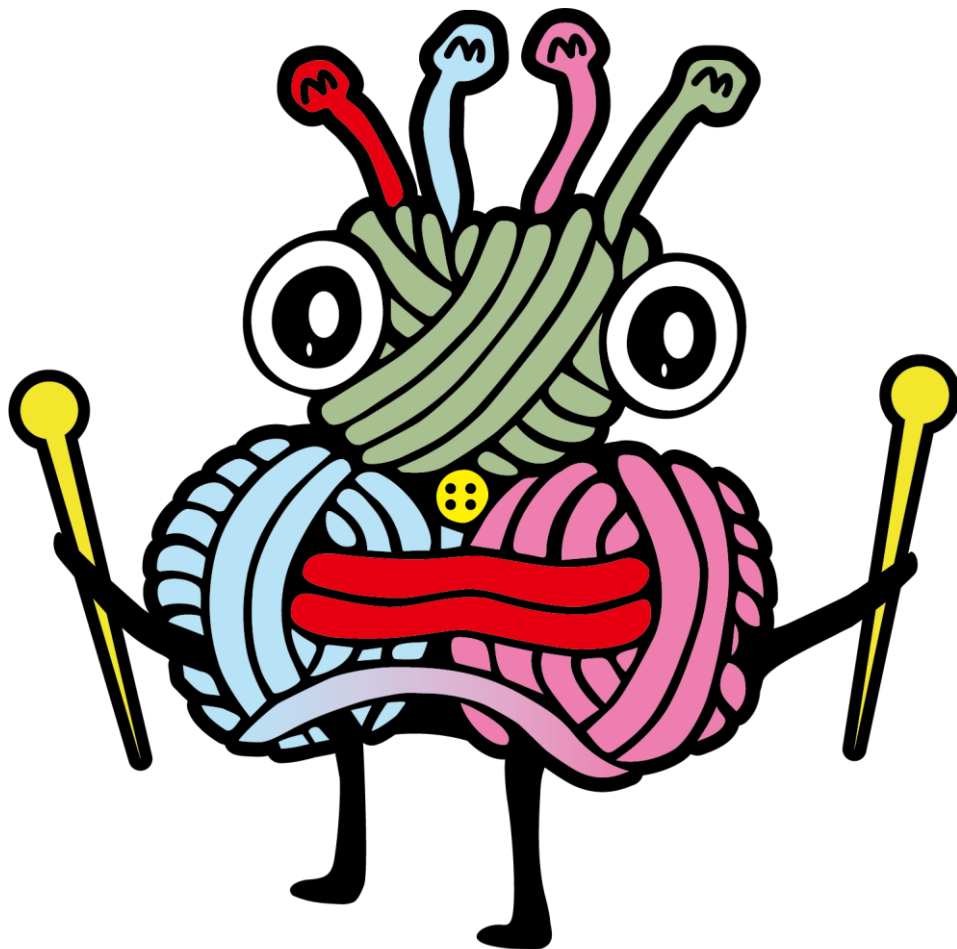


**和泉市立和気小学校**  
**学校いじめ防止基本方針**  
**令和5年4月～**

みんな一人ひとりが  
大切な存在です。



# いじめを知る

改定日 R6.9.

## 基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、教育委員会はもとより、家庭・地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められます。

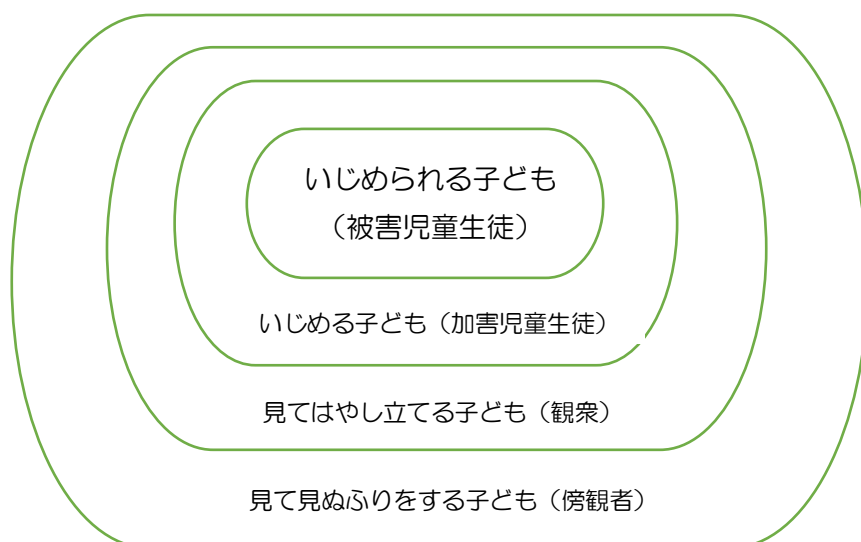
## いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

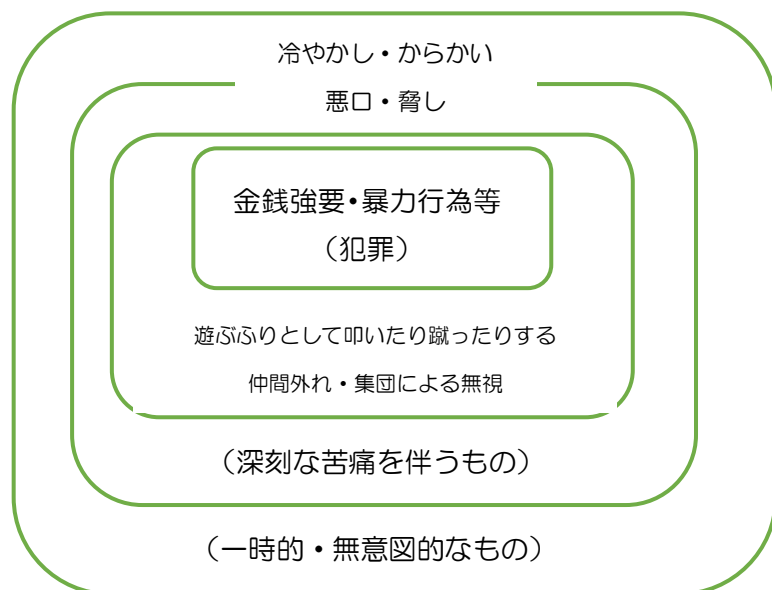
いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わりはない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童生徒の心情を重視して取り組むことが大切です。

## いじめにみられる集団構造

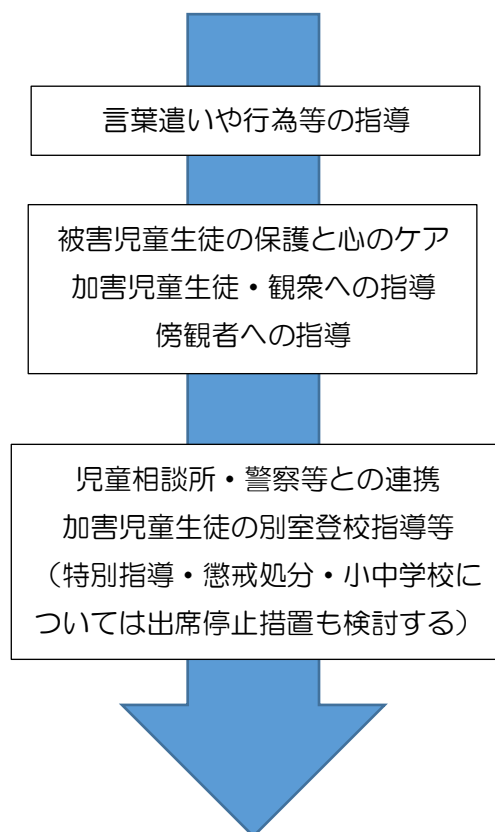


いじめは、いじめを受けている児童生徒（以下、被害児童生徒）といじめている児童生徒（以下、加害児童生徒）だけの問題ではありません。周りではやし立てたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在です。

## いじめの態様と対応の在り方



児童生徒間の問題やトラブル等に対する指導は、個々の状況に応じて行います。いじめ等についても、その態様により、対応や指導の在り方を整理しておくことが大切です。また、態様は様々であり、中でもその行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、強い姿勢が大切であり、関係機関との適切な連携を行います。



# いじめを防ぐ

いじめ問題で最も重要なことは、いじめの未然防止に取り組むことです。いじめの被害や加害は、決して一部の児童生徒だけに関わる問題ではないことを認識し、児童生徒全体に対する働きかけが不可欠です。

## いじめ問題を根絶する5か条

1

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」との認識を持つ。

2

「いじめは人間として絶対に許されない卑劣な行為である」という一貫した強い姿勢を貫く。

3

小さなサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。

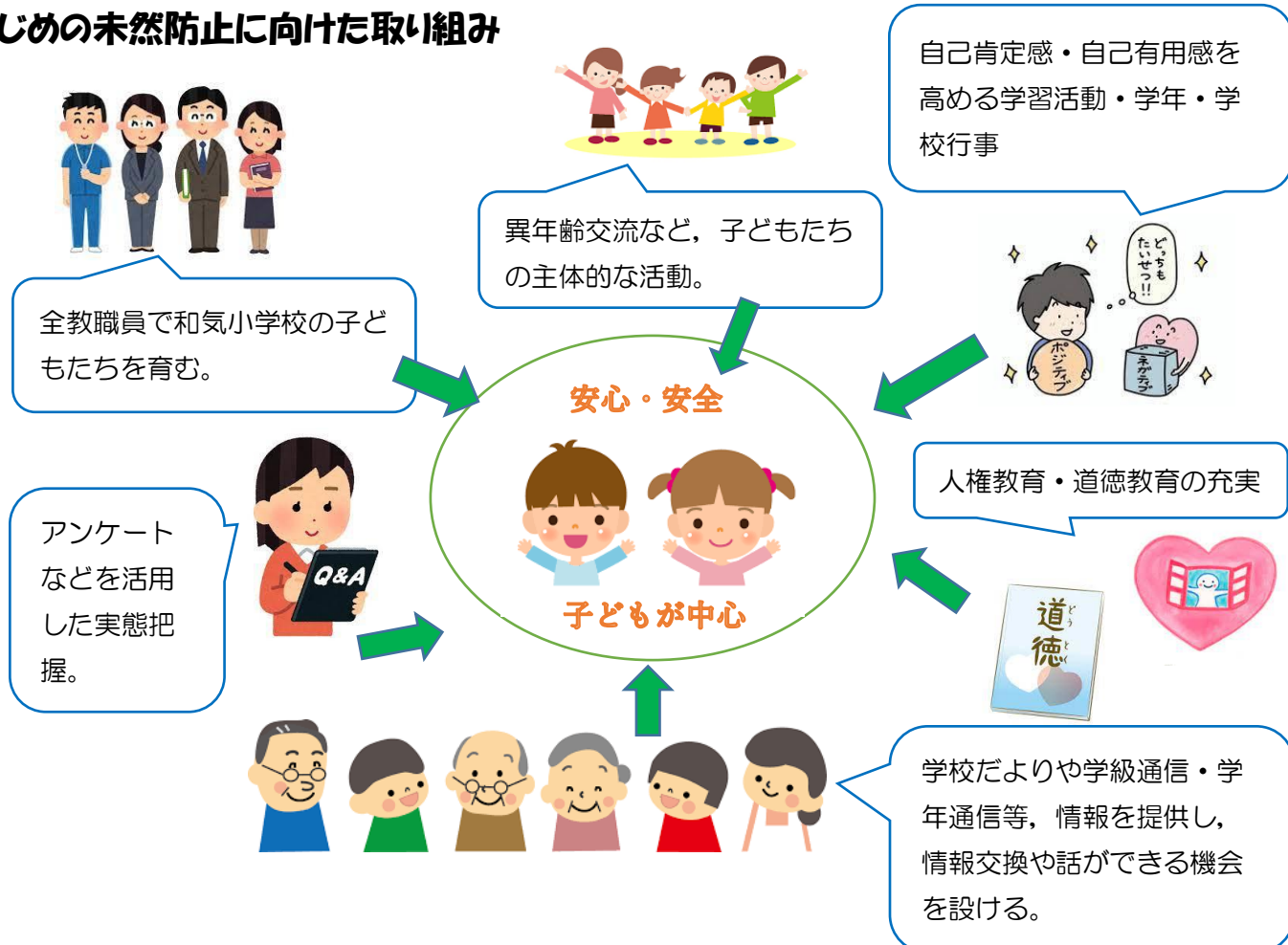
4

いじめられている子どもの位置に立ち、初期段階から組織的に取り組む。

5

日頃から子ども・保護者・地域との信頼関係の構築に努め

## いじめの未然防止に向けた取り組み



# 子どもを見つめる

## 早期発見の手だて

いじめ問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期の対応を図ることが大切です。子どもを見つめ、「どうかな」「何かおかしい」と思ったら迷うことなく、個別面談や場面などからの情報収集を行うとともに、学年集団等で情報を共有し、組織的に取り組んでいきます。

### 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後等の雑談の機会に、子どもたちの様子に目を配ります。「子どものいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けます。そうすることで、子どもたちに安心感を与えとともに、何気ない一言や小さな行動からいじめ発見のきっかけをつかむことができます。

### 観察の視点

成長の発達段階からみると、子どもたちは中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期であることから、いじめが発生しやすくなります。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要があります。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたります。

### 連絡帳・自学ノート・日記等

連絡帳やほかのノートの活用により、教師と子ども・保護者が日頃から連絡を密にとることで、信頼関係が構築できます。気になる内容に関しては、他の教職員と情報を共有した上で、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

### 相談窓口（カウンセリング等）

日常生活の中での教職員の声掛け等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくるのが重要です。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものです。また、定期的に全児童を対象とした相談を実地するなど、相談体制を整備することが必要です。アンケート実施期間をこれに充て、子どもたちと話せる機会を作ります。

### いじめアンケート

実態に応じて随時実施することを原則とします。少なくとも学期に1回以上のアンケートを取り、いじめになりうる状況を把握していきます。ただし、アンケートはあくまでも発見の手だての1つであるという認識をもち、すべての教育活動から子どもたちを見守っていきます。

## 本人からの訴えには



### ○心身の安全を保障する

日頃から教職員のいじめ問題への対応姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、「よく話してくれたね」「しんどかったね。」と伝えるとともに、手だてを考えます。また、保健室などに一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任や学年団・カウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保障します。

### ○傾聴する

事実関係や気持ちを「信じるよ」という姿勢で傾聴します。また、事実関係の客観的には把握にこだわり、状況の聴取だけに注意を払うように注意します。



## 周りの子どもからの訴えには



○いじめを報告したことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。

○「教えてくれてありがとう」「勇気あるし優しいね。」と、その勇気ある行動を褒め、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与えます。

## 保護者からの訴えには



○保護者の方がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。

○まずは傾聴して聞きます。事実確認も行い、その都度連絡しながら子どもたちの成長を一番に考え、対応を進めていきます。学校としての立場を理解いただき、保護者のみなさんと一緒に子どもたちを支えていきます。

## 相談しやすい環境

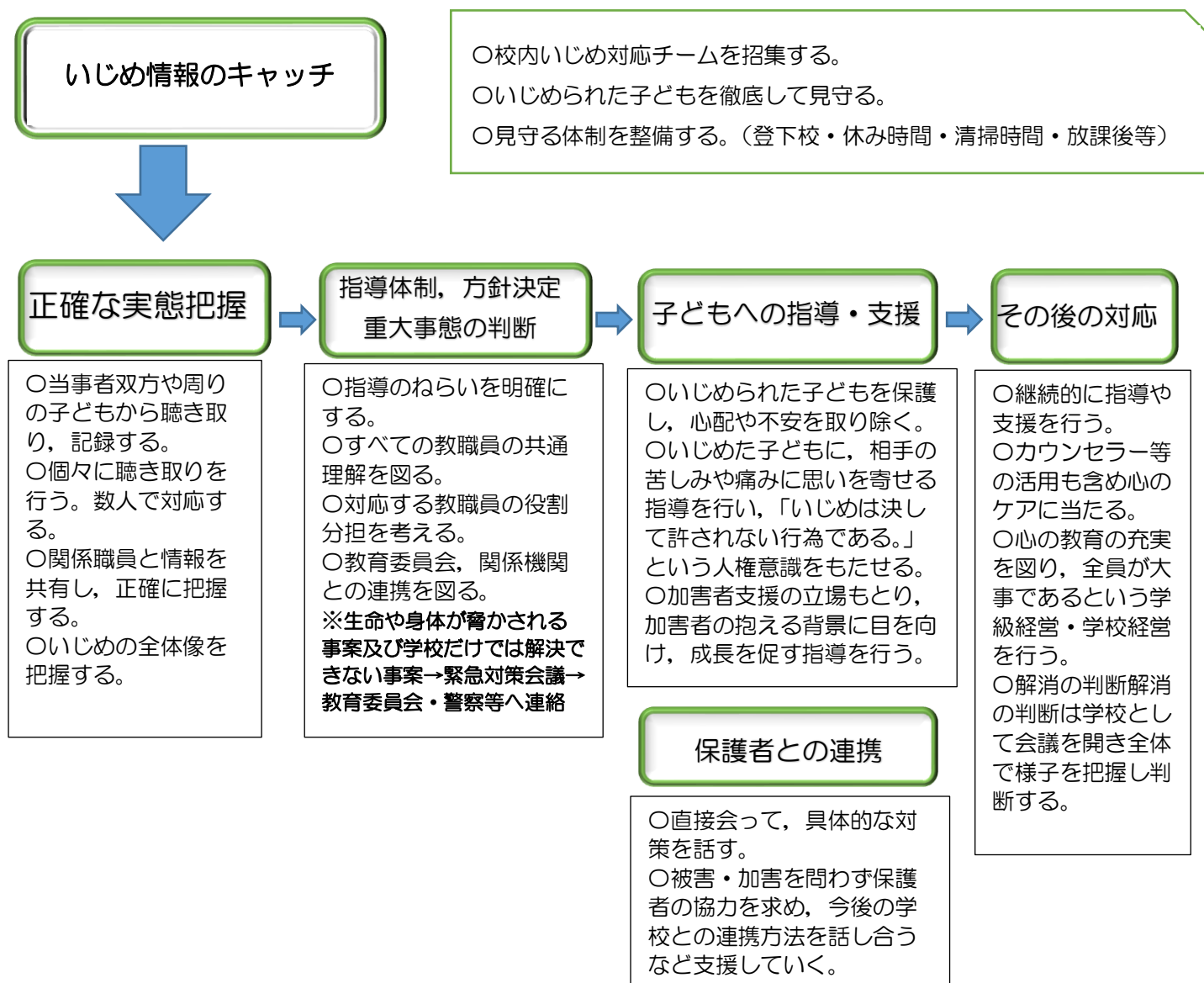
多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、学校運営協議会や地域学校協議会等、学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりを行うことが大切です。また、いじめを行っている児童の背景に、保護者の養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、スクールサポーターやスクールソーシャルワーカー等の協力を得て、子ども家庭センターや福祉事業等と連携することも視野にいて対応していきます。

# 組織的に動く

## 早期対応

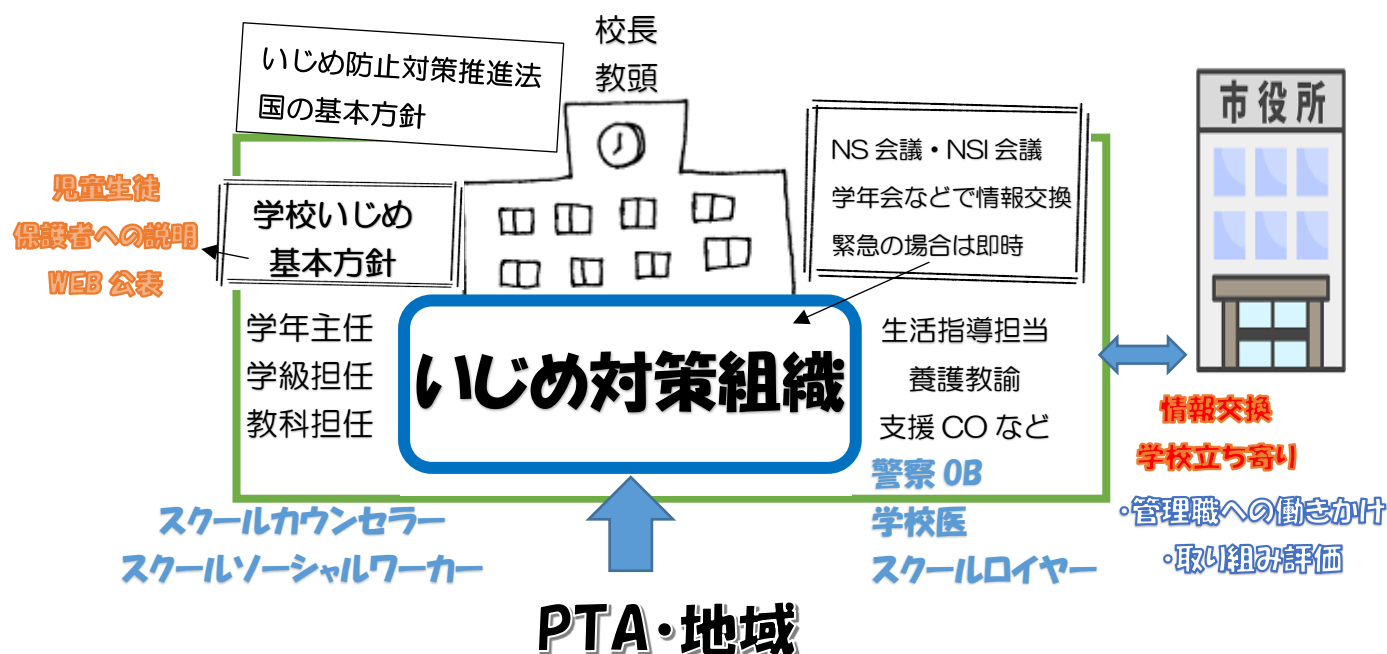
いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて特定の職員だけで抱え込まず、校内組織へ報告し、組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

## 基本的な流れ



## 組織的対応の流れ(学校全体の取り組み)

いじめの情報を得た場合は、特定の教職員だけで抱え込まず、学年及び学校全体で対応します。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともあります。そうならないよう、校長がいじめ対応チームにより緊急対策会議を開催し、学校として認知するとともに、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが重要です。



### 【学校評価】

いじめ防止を取り扱う場合は、いじめが隠蔽されず、いじめの実態の把握・措置が適切に行われるよう早期発見・再発防止の取り組みについて適切に評価（法第34条）

## いじめが起きた場合の対応



いじめられている子

### 本人に対して

- ・事実確認と共に、共感し最後まで守り抜くことを伝える。
- ・学校として取り組む姿勢を伝える。
- ・自尊感情を高めるよう配慮する。

### 保護者に対して

- ・発見したらすぐに連絡し事実関係を伝える。
- ・保護者の気持ちに共感的に受け止める。
- ・学校としての指導方針を伝える。
- ・家庭と連携を図りながら解決に取り組む。



いじめている子

### いじめた本人に対して

- ・理由や状況をしっかりと聴き、子どもの背景にも目を向ける。
- ・毅然とした態度で粘り強い指導を行い、ぜったいにはいけない行為であると伝える。

### 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、相手のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうという気持ちを伝える。
- ・事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼。
- ・子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図る。

★当事者だけの問題にとどめず、学級・学年・学校全体の問題と捉え、子どもたちに伝えていく。また、継続して粘り強い指導を行い、再発防止・未然防止のために日常的に取り組んでいく。

## NET 上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には、子どものスマートフォン・携帯電話やタブレット等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要があります。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案の内容によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが大切です。

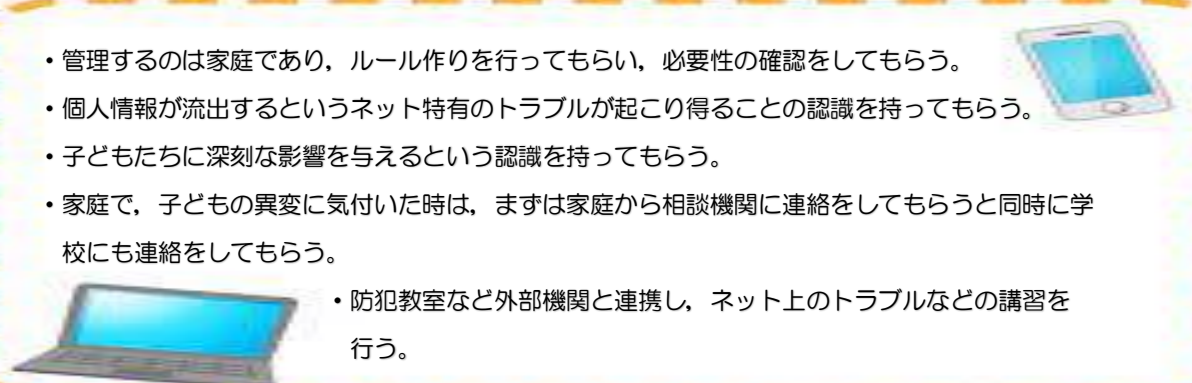
### ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の子どもが悪口やひぼう・中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、動画共有サイトに投稿したりする方法により、いじめを行うもの。

### 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があります。学校がすぐに情報を得て、対応することが困難なため、家庭での協力・指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行います。

#### 【未然防止の観点から】



- ・管理するのは家庭であり、ルール作りを行ってもらい、必要性の確認をしてもらう。
- ・個人情報が出るといふネット特有のトラブルが起これ得ることの認識を持ってもらう。
- ・子どもたちに深刻な影響を与えるという認識を持ってもらう。
- ・家庭で、子どもの異変に気付いた時は、まずは家庭から相談機関に連絡をしてもらうと同時に学校にも連絡をもらう。
- ・防犯教室など外部機関と連携し、ネット上のトラブルなどの講習を行う。

#### 【早期発見・早期対応のためには】

- 書き込みや画像の削除への対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校・保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になること。

#### 【書き込みや画像の削除をするには】

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要があります。指導のポイントとしては・・・

- ・誹謗・中傷を書き込む事は「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある。

などを行った児童に伝えていきます。

- ・学校が知りえた時点で、証拠として学校の機器でその様子を保存。保護者連絡。

学校として、

- ① 削除を進める。協力依頼。 ② 被害保護者に警察と会社のヘルプデスクがあることの情報提供。
- ② SNS 関係・ごみ箱・アーカイブ・クラウドまでチェックしてもらうことの協力願いと、非表示になっていないかの連絡もする。

### ネットトラブル相談窓口

- 警察相談専用電話 #9110
- 消費生活センター 188 (いやや)
- 子どもの人権110番 0120-007-110
- すこやか教育相談24 0120-0-78310
- すこやかホットライン (子ども) 06-6607-7361
- さわやかホットライン (保護者) 06-6607-7362

対応に困ったらこれ以外にも  
様々な専門機関がありま  
す。

# 重大事態への対応

重大事態とは、

いじめ防止対策推進法第28条第1項より

ア)「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(自殺を企図した場合等)  
イ)「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を  
目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

を言う。発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、地方公共団体の長へ報告した上で、調査組織を設けて調査を行うことが義務付けられている。

取り扱いについては、以下の事項を徹底する。(いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより 平成29年3月文部省)

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- ・被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たること。

## 重大事態への対応

調査の主体の判断が、教育委員会などの学校の設置者であり、重大事態の調査の主体を判断します。調査の主体は学校か学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行います。

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合。
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

全員がチームとなり、上記のような組織で子どもたちのために取り組みます。